

第5章 県政への意見反映

国籍を問わず県民の方々の意見を県政に反映させるため、次のような制度を設けていますので、ご利用ください。

(1) 広島県県政提言コーナー

県民の皆様のご建設的なご意見、ご提言を県政に反映させるため、「県政提言コーナー」を設置しています。

いただいたご意見等に対しては、原則として10日以内に担当課（室）からお返事をお送りします。

なお、「教育行政」、「警察業務」に関するものは、ホームページ内に専用の受付があります。また、担当課（室）に直接提言を送ったり、ご自身の電子メールソフトや郵便、ファックス等で送ることも可能です。

問い合わせ先

広島県総務局ブランド・コミュニケーション戦略チーム

☎082-513-2378

HP：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/19/1171540420003.html>

(2) 行政文書の開示制度

県は、県政に対する理解と信頼を深めるとともに、県政への参加をより一層促進するため、県政に関する情報が書いてある文書を県民の皆様に公開する次のような制度を設けています。

◇◇ 制度の概要 ◇◇

① 開示請求の対象となる文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録で職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものが対象になります。

② 開示の請求ができる方

どなたでも、実施機関に対して、行政文書の開示を請求することができます。

③ 開示の実施方法

閲覧又は写しの交付により実施します。

④ 開示請求から開示までの手続

A	開示請求の窓口 県庁行政情報コーナー（県庁南館1階）又は県の地方機関で受け付けます。
B	開示請求の方法 開示請求をされる方は、開示請求書に必要事項を記入して窓口へ提出してください。開示請求に当たって、印鑑は必要ありません。 なお、郵送や、「広島県電子申請システム」でも提出できます。
C	開示等の決定 開示対象文書に個人情報などの不開示情報がある場合は、その部分は開示することができません。 開示請求書を受理した日から15日以内に開示、不開示の決定をして、開示請求をされた方に文書（決定通知書）でお知らせします。ただし、やむを得ない理由により決定の期間を延長することがあります。 開示の場合にはその日時と場所、不開示や延長の場合にはその理由をお知らせします。
D	開示の実施 開示に当たっては、お知らせした日時、場所に決定通知書を持参していただきます。なお、印鑑は必要ありません。 開示については、閲覧のみの場合は無料ですが、写しの交付には、複写料として実費（モノクロ印刷A3判までの場合、1枚につき10円）を負担していただきます。写しの郵送には、郵送料が必要です。

この制度の実施機関や手続に関する詳しい内容は、次のところへお問い合わせください。

また、広島県のウェブサイト（※）も御覧ください。

※「広島県 情報公開制度について」で検索。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/6/1253773478458.html>

問い合わせ先

広島県総務局総務課情報公開グループ
☎082-513-2380

（※）公安委員会及び警察本部長への行政文書開示請求については、広島県警察情報公開センターにお問い合わせください。

(3) 個人情報の開示制度

県は、県の機関が保有している個人情報のうち、本人に関する情報（自己情報）について、当該本人に開示する次のような制度を設けています。

◇◇ 制度の概要 ◇◇

① 個人情報

個人情報とは、わたしたち一人一人の自己に関する情報で、特定の個人が分かるような情報のことをいいます。

個人の名前、住所、生年月日、家族状況、職業、収入状況など個人に関する情報で、ある個人を特定できる情報はすべて個人情報となります。

② 開示請求の対象となる個人情報

実施機関の職員が職務上作成し、又は収受した文書、図画、写真で、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものや磁気テープ、磁気ディスク等で実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報が記録され、実施機関が管理しているものに記録されている個人情報が対象になります。

③ 開示の請求ができる方

実施機関において自己に関する個人情報が保有されているすべての方

④ 開示の実施方法

閲覧又は写しの交付により実施します。

⑤ 開示請求から開示までの手続

A	<p>開示請求の窓口</p> <p>県庁行政情報コーナー（県庁南館1階）又は請求対象の個人情報を保有する地方機関で受け付けます。</p>
B	<p>開示請求の方法</p> <p>開示請求をされる方は、開示請求書に必要事項を記入して窓口に提出してください。その際には、運転免許証や健康保険証など、請求対象の個人情報の本人であることを証明する書類の提出又は提示が必要です。なお、印鑑は必要ありません。</p>

C	<p>開示等の決定</p> <p>開示請求に係る個人情報に他の人の個人情報などの不開示情報がある場合は、その部分は開示することができません。</p> <p>開示請求書を受理した日から15日以内に開示、不開示の決定をして、開示請求をされた方に文書（決定通知書）でお知らせします。ただし、やむを得ない理由により決定の期間を延長することがあります。</p> <p>開示の場合にはその日時と場所、不開示や延長の場合にはその理由をお知らせします。</p>
D	<p>開示の実施</p> <p>開示に当たっては、お知らせした日時、場所に決定通知書を持参していただきます。その際には、運転免許証や健康保険証など、請求対象の個人情報の本人であることを証明する書類の提出又は提示が必要です。なお、印鑑は必要ありません。</p> <p>開示については、閲覧のみの場合は無料ですが、写しの交付には、複写料として実費（モノクロ印刷A3判までの場合、1枚につき10円）を負担していただきます。</p>

この制度の実施機関や手続に関する詳しい内容は、次のところへお問い合わせください。

また、広島県のウェブサイト（※）も御覧ください。

※「広島県 自己情報開示請求について」で検索。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/6/1172054604288.html>

問い合わせ先

広島県総務局総務課情報公開グループ
☎082-513-2380

（※）公安委員会及び警察本部長への自己情報開示請求については、広島県警察情報公開センターにお問い合わせください。

(4) 県議会（本会議・委員会）の傍聴等

① 本会議の傍聴

県議会の定例会は、おおむね2月、6月、9月、12月の年4回開かれるほか、必要に応じて臨時会が開かれています。本会議は公開を原則としており、傍聴することができます。（会議についてはインターネットでも中継しております。）

② 本会議録の閲覧

本会議の質問や答弁等の様子を記録した会議録は、県庁行政情報コーナー、文書館、県立図書館、市区町役場、広島市立中央図書館などで閲覧することができます。また、県議会のホームページで過去の会議録（平成3年5月臨時会以降）をご覧になれます。

③ 委員会の傍聴

常任委員会は、定例会の会期中に開催されるほか、閉会中も毎月概ね19日に開かれています。また、特別委員会も随時開かれます。委員会の審議状況については、議会棟1階の会議室において、モニターテレビによりご覧いただけます。（インターネットでも中継しております。）

④ 請願・陳情

県行政などに対し意見や要望があるときは、請願・陳情を県議会に提出することができます。

県議会は提出された請願や陳情をいろいろな観点から審査して、その内容が県政や県民にとって適当と認められるときは、執行機関に適切な措置を求めます。

請願を提出するときは、県議会議員の紹介が必要です。陳情は県議会議員の紹介がなくてもできます。

問い合わせ先

広島県議会事務局議事課

①②③は、☎082-513-4732

④は、☎082-513-4731

HP：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gikai/>